

## 児童扶養手当と障がい基礎年金の併給調整が見直されました

これまで、障がい年金を受給している方は、障がい基礎年金等の金額が児童扶養手当額を上回る場合、児童扶養手当を受給することができませんでした。

令和3年3月分からは、児童扶養手当の金額が、障がい年金の子の加算部分の金額を上回る場合、その差額を受給できるようになりました。

障がい基礎年金	児童扶養手当
本体部分	差額は支給
子の加算部分	支給停止

※障がい基礎年金等以外の公的年金（遺族年金・老齢年金など）を受給している方は、今回の改正後も、調整する公的年金等の範囲に変更はありません。

### ■申請手続

既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方

原則、申請不要

それ以外の方 申請が必要

※申請が必要な方は、必要書類などをご案内しますので、事前にお問い合わせください。

### 令和3年3月分の手当を受給するには

これまで障がい年金を受給していたために児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和3年3月1日の時点で児童扶養手当の支給要件を満たしていた方は、6月30日(水)までに申請すれば、令和3年3月分の手当を受給できます。

### ■問い合わせ先

こども福祉課 ☎(32)8903

## 若者サポート・ハチドリの会 (市民活動補助事業)

社会とうまくつながれず、家庭に引きこもっている若者やそのご家族の話をお聞きしながら、これからのことを一緒に考えていきます。

個人情報厳守、相談料・参加費は無料です。どうぞお気軽にお越しください。

■日時 毎月第3金曜日  
午後1時30分～4時30分

■場所 南河内公民館  
※場所が変更になりました。

### ■内容

- ・臨床心理士や保健師が担当する個別相談（要予約）
- ・交流、おしゃべりサロン

### ■申し込み・問い合わせ先

若者サポート  
ハチドリの会 渡辺  
☎090(5757)5021

## 新型コロナウイルス感染症 国民健康保険で傷病手当金を支給



新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができなかった（仕事を休んだ）期間に対し、傷病手当金を支給します。該当が見込まれる方はご相談ください。

### ■対象者

次のすべてに該当する方

- ・国民健康保険の被保険者
- ・会社等から給与の支払いを受けている方
- ・新型コロナウイルスに感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われたため、会社等を休み、給与収入が減少した方

### ■支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日

■適用期間 令和2年1月1日～令和3年6月30日（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで適用）

### ■支給額

直近の継続した3か月間の給  
与収入額の合計額

÷就労日数×3分の2

×支給対象となる日数

（1日あたりの上限あり）

### ■必要なもの

・国民健康保険傷病手当金支給申請書

※申請書には、事業主による給与支払状況や就業状況の証明、医療機関による治療内容などの証明が必要です。

- ・対象となる方の保険証
- ・振込口座の通帳
- ・委任状（世帯主以外の口座に振り込む場合）
- ・印鑑（朱肉を使うもの）

### ■申し込み・問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895



## 講座

### 「現代に生きるグリム童話」

グリム童話を様々な視点から読み解く連続講座です。1回からお申し込みいただけますので、ぜひご参加ください。

### ■日程・テーマ

- 第1回 5月9日(日)  
「グリム兄弟と日本」
- 第2回 5月30日(日)  
「グリム童話の中のユーモア」
- 第3回 6月20日(日)  
「ゲーテの昔話とグリム兄弟の伝説と童話」
- 第4回 7月11日(日)  
「ハーメルンの笛吹きをめぐって」

### ■時間

午前9時30分～11時30分

### ■場所

グリムの館

### ■定員

各回20名

### ■講師

橋本孝氏  
(日本グリム協会会長)

### ■受講料

各回300円

### ■申し込み・問い合わせ先

グリムの館 ☎(52)1180